

POLICE Information



1 春の全国交通安全運動の実施について

令和2年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間「令和二年春の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向け取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。

また、交通事故死ゼロを目指す日を「4月10日(金)」としております。

今回の運動重点は

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

となります。

2 電話で『お金』詐欺について

振り込み詐欺の名称は、電話で『お金』詐欺になりました。

下記の場合はすぐに110番、または高森警察署(Tel62-0110)まで通報を!!



〈問い合わせ〉高森警察署 Tel(62) 0110

なんでも南部分署

家庭での廃棄物焼却について

1 届け出について(火災予防条例45条)

消防機関が火災と誤認しないように届け出るものであって、廃棄物の焼却(野焼きも含む)について消防機関が可否を判断する性質のものではありません。

2 廃棄物の焼却について

「廃棄物の焼却および清掃に関する法律」第16条の2により廃棄物の焼却は禁止されています。

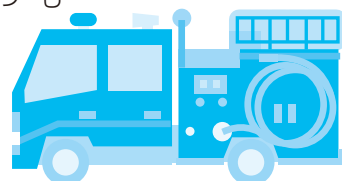
(担当 南阿蘇村環境対策課 Tel(67) 3176)

3 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第14条

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

- (1) 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(稲わら・枝等の焼却等)。
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(たき火・キャンプファイヤー等)

※右記の場合でも、廃タイヤや廃ビニール等の焼却は禁止されています。



〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62) 9034 火事・救急 119